

## 質問書に対する回答書

業務名：安芸高田市総合計画策定支援業務

No.	受付日	回答日	質問	回答
1	2024.4.16	2024.4.17	<p>参加表明書に関する書類について</p> <p>提出書類の中に「市税の滞納がないことを証する書類」とありますが、安芸高田市外に営業所がある場合、営業所所在地の市税の滞納がないことを証する書類を提出する必要はありますでしょうか。</p>	<p>安芸高田市内に営業所等がない等、安芸高田市に税金を納める必要がない場合、提出の必要はありません。</p>
2	2024.5.22	2024.5.24	<p>計画期間について</p> <p>①基本計画は、2025(令和7)年度から 2028(令和10)年度までの4年間にについて策定することとなっておりますが、基本構想は 2025 年度から 8 年間と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②実施計画は計画期間を3年間とされており、改定後も同様の3年間と考えてよろしいのでしょうか。また、現計画は令和6年度～令和8年度を計画期間となりますですが、毎年度見直しを行うこととされて</p>	<p>①基本構想は 2025 年度から 2044 年度までの 20 年間を想定しています。</p> <p>②実施計画は毎年見直しを実施しており、今後の計画期間については検討中です。</p>

			<p>いることから、総合計画改定時には、その計画に合わせて見直しを行うと考えてよろしいでしょうか。</p>	
3	2024.5.22	2024.5.24	<p>安芸高田市総合計画審議会及び庁内検討会議の運営支援について</p> <p>①2024 年度、2025 年度の審議会(3 回程度)及び検討会議(3 回程度)について、現時点で想定されるスケジュールがございましたら、ご教示ください。</p> <p>②審議会について、現時点で想定される参画委員の案がございましたら、ご教示ください。</p> <p>③検討会議について、現時点で想定される参画職員の役職(課長級/係長級等)が決まっていたら、ご教示ください。</p>	<p>①審議会は、今年度 8 月、11 月、2 月に開催を予定しており、検討会議については、未定です。</p> <p>②審議会委員は 25 人以内で、市民の代表、学識経験者、市議会議員、関係行政機関や各種団体(医療福祉、教育、商工観光関係等)の役員で構成します。</p> <p>③検討中です。</p>